

12-17 契約社員

「契約社員」の10チェック		
レバー・スタンダード研究所		
1	契約社員とは	「有期契約」である点を除けば、定義が曖昧化しています。本来の「高度の専門職」を指すこともあれば、「非正社員の一類型」として使われることもあります。
2	契約	契約とは、約束事。約束事をはっきりさせるのがお互いのためです。
3	就業規則の適用	どの就業規則の適用を受けるのか
4	正社員から契約社員への打診	通常は拒否が賢明です。
5	年次有給休暇	契約社員にも年次有給休暇が適用されます。
6	労働基準法の適用	契約社員には労働基準法が適用されます。
7	年俸制の賃金	年俸制とは
8	会社都合の休業と自宅待機	休業手当の支払義務がある。
9	中途解約	契約期間がある場合、お互い勝手に中途解約はできない。
10	契約の終了と更新	予め更新の約束のない有期契約は、期間満了で終了する。

契約社員

本来は、デザイナーなど「高度の専門職」との間にかわされる、期間契約の社員をさすことが多かったが、現在では、定義が一定しない曖昧な使われ方をしている。現状では、「専門的職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて雇用する者」という狭義の（本来の）契約社員を対象にしながら、一方で、「有期契約のフルタイム労働者」として定義し、パートタイムを除外した概念で使われている場合もある。

さらには、正社員との区別呼称として「契約社員」が使われることもある。この場合の定義は、あえて言うなら、採用や労働条件が正社員とは異なる雇用契約を結んだ労働者となる。正社員と異なる労働契約を結んだ労働者には、例えば、契約社員のほかにも、パート、アルバイト、準社員、嘱託、非常勤、臨時社員の呼称などがある。しかし、いずれも雇用契約を結んだ労働者には違いがないから、労働関係法令は適用されることとなる。

上記図表に、契約社員に係る一般的留意事項（チェック事項）を掲載した。

なお、関係法律解説として、第2章図表2-6～9の「有期労働契約」についての説明を参照のこと。